

春日部市告示第450号

「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更を行ったので、同条第4項において準用する第12条第1項の規定に基づき公告するとともに、同条第2項の規定により当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和8年8月17日

春日部市長 岩谷 一 弘

1. 農業振興地域整備計画書の縦覧場所

春日部市中央七丁目2番地1

春日部市役所農業振興課

2. 農業振興地域整備計画書の縦覧期間

令和8年8月17日以降常時備え置く。